

令和7年度（2025年度）滋賀県職員等採用試験実施計画

2025年4月 滋賀県人事委員会事務局

年齢要件を満たせば、どなたでも受験いただけます！（**学歴・職歴不問**）（社会福祉は資格要件あり）
 例年、「経験者採用試験」以外の試験でも、多くの社会人の方が合格し、入庁されています！
 SPIで受験可能な試験もあります。滋賀の未来を切り拓く熱意ある方のご応募をお待ちしています！
 ※資格免許職は、欠員等の状況に応じて別途、不定期で募集を行っています。募集情報は滋賀県職員採用ポータルサイトでご確認ください。

区分	大学卒業程度試験 －先行実施枠－		大学卒業程度試験 (旧上級試験)	経験者採用試験	高校卒業程度 試験 (旧初級試験)	小・中学校事務 職員採用試験	障害者採用試験
採用職種 採用予定人員	行政 25人程度	総合土木 10人程度	行政 40人程度 警察事務 6人程度 社会福祉 10人程度 総合環境 6人程度 農業 9人程度 林業 10人程度 水産 1人程度 建築 1人程度 電気(電気工学) 3人程度 機械 5人程度 総合土木 20人程度	行政 10人程度 総合土木 5人程度	一般事務 2人程度 警察事務 3人程度 総合土木 2人程度	小・中学校事務A 3人程度 小・中学校事務B 1人程度	一般事務 2人程度 警察事務 1人程度 小・中学校事務 1人程度
受験可能 年齢 (※1)	22～30歳	22～30歳 21歳以下の 高等専門学校 卒業予定者も 受験可能！ (※2)	【行政・総合土木】 22～30歳 【その他】 22～34歳 建築・電気(電気工学) ・機械・総合土木は 21歳以下の高等専門学校 卒業予定者も 受験可能！(※2)	【行政】 31～45歳 【総合土木】 31～50歳	18～21歳	【A】22～34歳 【B】18～21歳	18～34歳 (障害者手帳等をお持ちの方に限る)
特徴	「行政」を新設！ 年齢上限引上げ！ SPIで受験可能！ 通常枠と併願可能！ 早期合格発表！		2次試験と 最終合格発表を 早期化！	年齢上限引上げ！ SPIで受験可能！ 論文試験を廃止！ 東京会場あり！	-	-	試験時期を 早期化！
受験案内 公表時期	1月28日(火)		4月下旬	7月上旬	7月上旬	7月上旬	6月上旬
受付期間	3月3日(月) ～ 3月27日(木)		5月1日(木) ～ 5月26日(月)	9月30日(火) ～ 10月30日(木)	7月31日(木) ～ 9月1日(月)	7月31日(木) ～ 9月1日(月)	7月1日(火) ～ 9月1日(月) 点字受験は7/22まで
第1次試験 (筆記試験) 日程 試験会場 (※3)	4月3日(木)～ 4月16日(水) 全国のテストセン ターから受験者が 選択	4月6日(日) 滋賀県庁	6月15日(日) 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス	11月16日(日) 滋賀会場:滋賀県 庁 東京会場:都道府 県会館	9月28日(日) 滋賀県庁	9月28日(日) 滋賀県庁	9月28日(日) 滋賀県政策研修 センター
第1次試験 (個別面接) 日程 試験会場	5月10日(土) ～ 5月11日(日) 滋賀県庁	-	6月28日(土) ～ 7月2日(水) 滋賀県庁	-	-	-	-
第1次試験 合格発表時期	5月20日(火)	4月23日(水)	7月11日(金)	12月5日(金)	10月3日(金)	10月3日(金)	10月3日(金)
第2次試験 日程 試験会場	5月24日(土) ～ 5月25日(日) 滋賀県庁	4月26日(土) ～ 4月27日(日) 滋賀県庁	7月17日(木) ～ 7月21日(月) 滋賀県庁	12月13日(土) ～ 12月14日(日) 滋賀県庁	10月19日(日) 滋賀県庁	10月19日(日) 滋賀県庁	10月13日(月・祝) 滋賀県庁
最終合格 発表時期	6月3日(火)	5月16日(金)	8月5日(火)	1月9日(金)	10月31日(金)	10月31日(金)	10月31日(金)

この表の内容は、2025年4月現在のものであり、欠員の状況等により変更になる場合があります。詳細は各試験の受験案内でご確認ください。
 採用日は、2026年4月1日を基本としつつ、合格者に2025年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。
 ※1 受験可能年齢は2026年4月1日時点です。受験資格は次表をご確認ください。
 ※2 2026年3月末までに高等専門学校を卒業または卒業見込みの者
 ※3 論文文試験は1次筆記試験日に実施しますが評価は2次試験で行います(ただし障害者採用試験は1次試験で評価。先行実施枠[行政]は1次面接試験日に実施)

このほか、欠員の状況等により特別募集を実施することがあります。募集情報は滋賀県職員採用ポータルサイトでご確認ください。
 経験者採用試験の年齢上限を引き上げ、就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験は2024年度で実施を終了しています。

各試験の主な受験資格

大学卒業程度試験－先行実施枠－

試験区分	主な受験資格
行政	次のいずれかに該当する者 ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～30歳の者。学歴不問。） イ 平成16年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者
総合土木	次のいずれかに該当する者 ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～30歳の者。学歴不問。） イ 平成16年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくは高等専門学校を卒業した者または令和8年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者 （イ）滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

大学卒業程度試験

試験区分	主な受験資格
下記以外の試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～34歳の者。学歴不問。） イ 平成16年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者
行政	次のいずれかに該当する者 ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～30歳の者。学歴不問。） イ 平成16年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有する者または令和8年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～34歳の者。学歴不問。） イ 平成16年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者
建築 電気（電気工学） 機械	次のいずれかに該当する者 ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～34歳の者。学歴不問。） イ 平成16年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくは高等専門学校を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者
総合土木	次のいずれかに該当する者 ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～30歳の者。学歴不問。） イ 平成16年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で次に掲げるもの （ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくは高等専門学校を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）滋賀県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

経験者採用試験

試験区分	主な受験資格
行政	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が31歳～45歳の者。学歴・職歴不問。）
総合土木	昭和50年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が31歳～50歳の者。学歴・職歴不問。）

高校卒業程度試験

試験区分	主な受験資格
一般事務 警察事務 総合土木	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が18歳～21歳の者。学歴不問。）

小・中学校事務職員採用試験

試験区分	主な受験資格
小・中学校事務A	平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が22歳～34歳の者。学歴不問。）
小・中学校事務B	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が18歳～21歳の者。学歴不問。）

障害者採用試験

試験区分	主な受験資格
一般事務 警察事務 小・中学校事務	次の全ての要件を満たす者 （1）平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者（令和8年4月1日時点における年齢が18歳～34歳の者。学歴不問。） （2）次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者